

主治医の先生へお願い。お子様が安心して登園できますよう、下記に証明をお願いいたします。

甲斐市竜王新町2117-3 クローバー保育園園長殿	
<b>登園許可証明書</b>	
住所 _____	
氏名 _____ (生年月日 平成・令和 年 月 日)	
病名 _____	
発病年月日	令和 年 月 日
登園可能日	令和 年 月 日
上記の疾病が治癒又は感染の恐れがなくなった為、登園可能と判断します。	
令和 年 月 日	住所 _____
医療機関 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。  
子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となったからの登園であるようご配慮下さい。

病名	登園停止の期間	病名	登園停止の期間
インフルエンザ (鳥および新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで(様式4を提出)	結核	症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
百日せき	特有の咳が止まるまで。または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで	髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	流行性角結膜炎	充血がとれ目やにが出なくなるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺のはれが現れた後 5 日を経過し、かつ全身状態がよくなるまで	急性出血性結膜炎	治癒するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで	腸管出血大腸菌感染症(O-157 等)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで	溶連菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められるまで
プール熱 アデノウイルス	主要症状が消えてから 2 日を経過するまで	乳児嘔吐下痢症 (ロタウイルス)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
RS ウイル感染症	医師により登園可能と認められるまで	感染性胃腸炎 (ノロウイルス)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
		マイコプラズマ肺炎	医師により登園可能と認められるまで

上記の病気については、主治医の登園許可証明を受けてから登園して下さい。  
(学校保健安全法施行規制を参考にしています)

※その他の感染症と疾患については、登園では下記の対応をしています。また「登園証明書」は必要ありませんが、必ず医師の意見を園に報告し、担任と相談の上出欠席を確認してください。

- ・手足口病……………熱がなく、食べられていて、体調悪くなければ登園してもよいと考えます。
- ・とびひ……………感染防止のため、乾いていない所はガーゼなどで保護して下さい。また完治するまでは感染・炎症防止のためプール等は禁止となります。
- ・ヘルパンギーナ…熱がなく、食べられていて体調が悪くなければ登園してもよいと考えます。
- ・突発性発疹……………熱がなく、発疹が消失していれば登園してもよいと考えます。
- ・伝染性紅斑……………熱がなければ登園してもよいと考えます。  
(リンゴ病)